

# ⑩⑪外国人創業活動促進事業

R4.12.22認定

～在留資格要件の緩和による海外スタートアップや留学生など外国人材の起業促進～

入管法の特例(在留資格要件を満たす時期の緩和、事業所確保要件の緩和)を活用して、外国人材による起業を促進

## ■実施主体

兵庫県

## ■活用する特例

### ①在留資格要件を満たす時期

入国時 → **入国後6ヶ月以内(見込)**

### ②確保すべき事業所

ワーキングスペース等は不可

→ **ワーキングスペースも可(初回更新時)**

在留資格「**経営・管理**」の要件

入国時に以下の両方を満たすことが必要

- ①事業所の確保  
(ワーキングスペース等不可)
- ②2人以上の常勤職員  
又は500万円以上の出資金等

起業を目指す外国人にとってハードルが高い!

## ■実施時期

令和5年度中



(イメージ)

## 特例措置

県が事業計画を認証

**特例** 在留資格要件を「入国時」ではなく、「上陸後6ヶ月以内」に満たす見込みで入国を認める

(創業活動  
6ヶ月)

「**経営・管理**」ビザ(初回更新時)

**特例** 県が公募し認定するワーキングスペース等も事業所として認める  
※要件②を満たしていること

(事業活動  
最長1年)

「**経営・管理**」ビザ更新

兵庫県等による創業支援・各種サポートを継続して実施